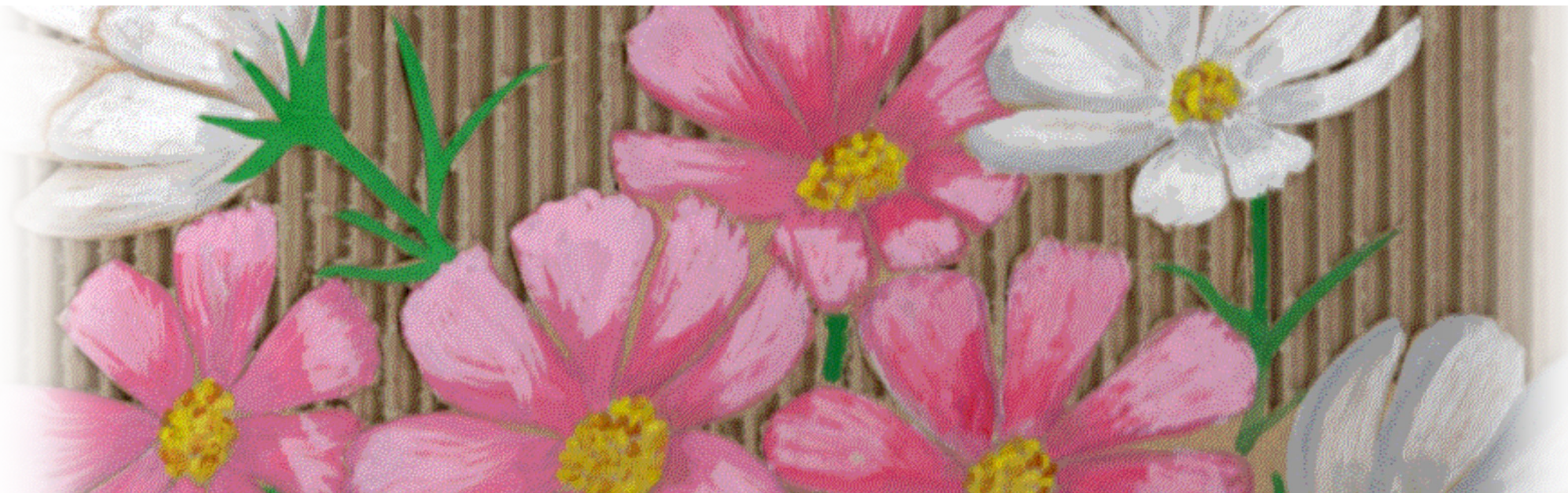


日花議員ご提出資料

2026／10／27

内閣府 就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム



KHJ全国ひきこもり家族会連合会

全国ネットワーク29都道府県38地域

日花 睦子＊ひばなちかこ

2025年度内閣府交付金事業「KHJひきこもり実態調査」～報告書より抜粋～

【考察：野中俊介氏】
武蔵野大学

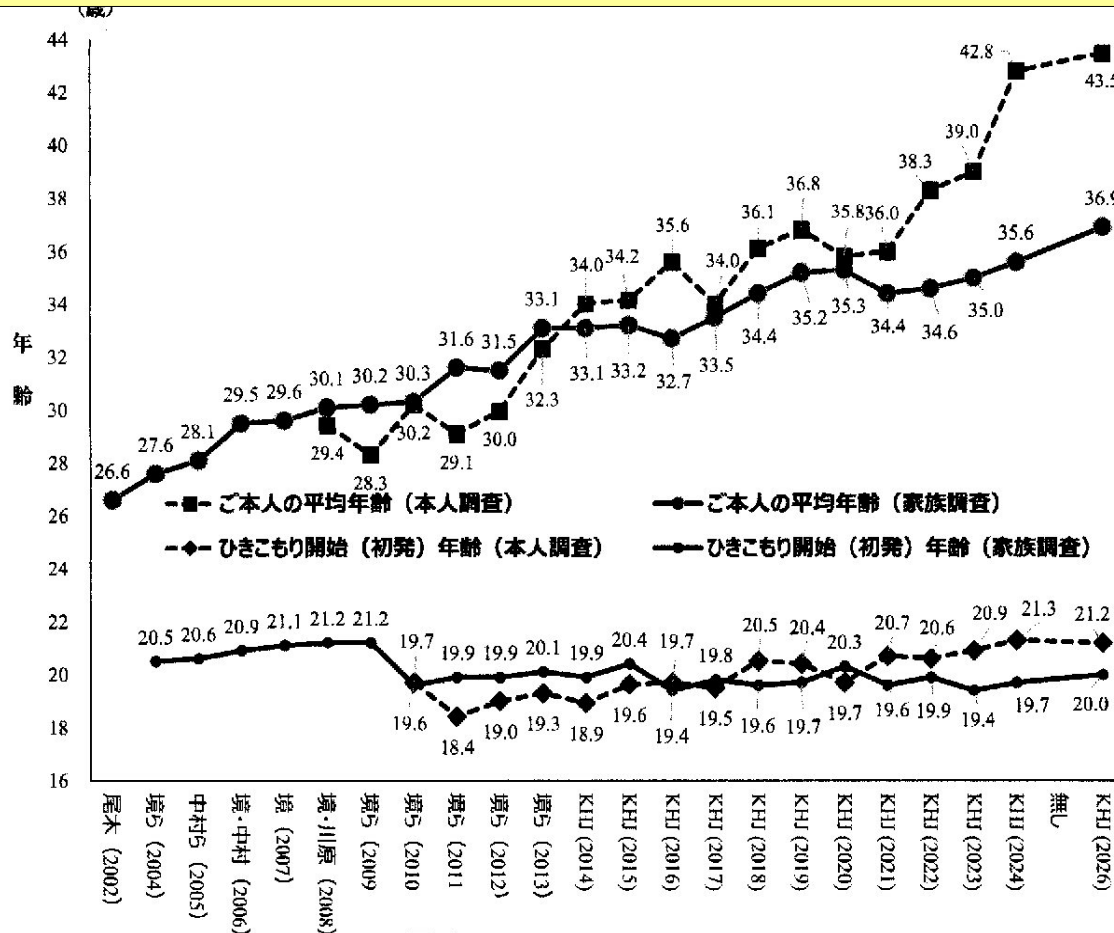


図 A ご本人の平均年齢の推移

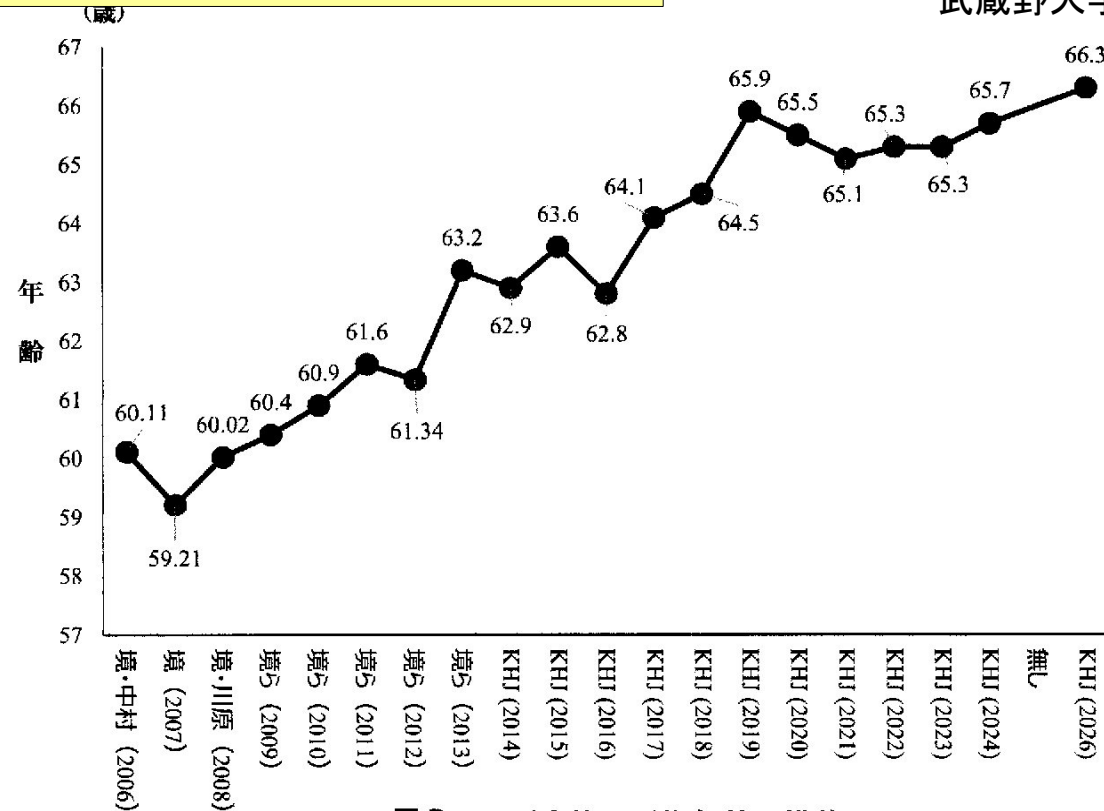


図 B ご家族の平均年齢の推移

【本人】家族調査**36.9歳**・本人調査**43.5歳**

ひきこもり状態の高齢化。**若年層**だけの課題ではなくなっている。

【家族】**66.3歳**

親亡き後を含む暮らしの基盤や健康、地域での支えのあり方を問う課題

※KHJホームページにて公開しています。

2025年度内閣府交付金事業「KHJひきこもり実態調査」②

ひきこもり状態にある人は約146万人と推定され、「2025年KHJひきこもり実態調査」によると、その半数を40代以上が占める ※①ことが明らかになっています。
※①家族調査43.1%・本人調査64.7%

「7040問題」「8050問題」が深刻化する中、親子双方の高齢化によって、「親ある今」の経済的困窮、老老介護、「親なき後」の相続や生活など、本人と家族が抱える困難は暮らしの**基盤そのものの課題**として、**複合化、複雑化**しています。

その結果生じている、ひきこもり状態の**長期化**は、本人と家族を**社会的孤立**に追い込み、親子ともの生活困窮、孤立死など、**深刻な事態**につながる例も後を絶ちません。

こうした現状を踏まえ、ひきこもりを本人や家族だけの**個人の課題**とせず、**社会全体で支える仕組み**の確立が求められています。

（内閣府 孤独・孤立対策推進室）
令和7年度 孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
『社会的孤立を助くひきこもりピアサポート活動継続のための
ピアサポーター養成研修会の開催と活動体制づくりの強化事業』

ひきこもりの ピアサポート活動に関する 調査報告書



特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会
令和8年（2026年）3月

家族会から伝えたい要望①

【1】誰もが人権と尊厳を守られる共生社会の実現を

日本国憲法第11条、第13条、第25条が保障する**基本的人権、個人の尊重、生存権**の理念に基づき、誰もが尊厳をもって安心して暮らせる社会を実現する必要があります。

ひきこもり状態にある本人と家族も、社会を構成する一員です。ひきこもりを「甘え」「怠け」と捉える**偏見**をなくし、本人と家族を**自己責任・家族責任**から解放することが重要です。

まずは、生きたい、と思える社会、生きることを諦めなくていい社会の実現が基本です。

そのために、障害や病名の有無、医療機関への受診、就労意思の有無にかかわらず、ひきこもり本人、家族に対して、**生きるための困難を支援の対象**として認めることを求めます。

家族会から伝えたい要望②

【2】本人・家族のニーズに応じた支援体制の整備を

ひきこもり状態やその背景、必要とする支援は一人ひとり異なります。画一的な支援ではなく、本人と家族の思いや希望を丁寧に受け止め、その人のペースに合わせて継続的に寄り添う伴走型支援が必要です。

その実現に向け、次の施策を要望します。

(1)地域格差の解消

(2)身近で継続的なつながり先(相談窓口)の設置

- ①各市町村に本人や家族が安心して相談できる環境を整えること。
- ②ピアサポーターの活用や学びの機会の充実などで、担当者の理解を促進すること。
- ③周知や学び、体験を伝える機会を増やし、心理的な壁を取り除くとともに、つながり方を工夫すること。
- ④広域での相談・支援体制のネットワーク化を構築すること。

家族会から伝えたい要望③

(3) 多様な支援の選択肢の確保

- ①居場所づくり、生活支援、医療・福祉との連携、社会参加、就労など、本人の状態や希望に応じて、**断ることも含めて、各自の意思を尊重して選択できる支援を整備すること。**
- ②ひきこもりを個人の病気や特性だけで捉えるのではなく、人間関係や社会環境、生きづらさとの関係から理解し、**社会全体で支える施策**を推進すること。

(4) 家族会・ピアサポート活動の推進

- ①本人や家族が経験を共有し、孤立から抜け出すための**家族会やピアサポーター活動**を、地域の重要な**社会資源**として位置づけること。
- ②経験や力を社会に活かせるよう、**適切な対価を伴う持続可能な活動**の仕組みを整備すること。

家族会から伝えたい要望④

【3】支援の押しつけではなく本人の意思を尊重する体制を

本人には、それぞれの事情や回復のペースがあります。安心と信頼を取り戻し、自分の意思でもう一度生きてみようと思えるようになるまで、**本人の気持ちとタイミングを尊重**する。

本人の意思を無視した強引な引き出しや、本人・家族の不安につけ込む悪質な業者への対策も含め、安心して支援を利用できる仕組みを整備することを求めます。

【4】必要な支援を求められる制度の整備・創設を

(1)既存の制度の柔軟な運用

- ①生活保護 ②障害認定 ③支援施設運用の適正化 ④入居者承継制度及び現居住住宅保障
- ⑤相続手続きの同意同行支援や同意代行支援 等

(2)必要な生活保障を社会全体で担う仕組みの整備・創設